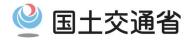
無人航空機の飛行に係る 許可承認申請(DIPS申請)について

国土交通省 東京航空局保安部運用課 大阪航空局保安部運用課



令和 3年 1月掲載

はじめに



◆~無人航空機を飛行させる前に~◆

本許可・承認申請は、《航空法》に関する許可承認申請です。 その他の「各種法令」「条例」等の許可承認申請ではございませんのでご注意ください。

申請は飛行開始予定日の10開庁日前までに余裕をもって実施してください

飛行開始予定日の少なくとも10開庁日前までに、申請書類を提出してください。なお、申請に不備があった場合には、審査に時間を要する場合もあるため、飛行開始予定日の10開庁日前からさらに、期間に相当の余裕をもって申請してください。

申請書を提出する前に内容をご確認ください

「飛行日時」「飛行場所住所」「関係機関との調整」等必要事項が記載されているか、今一度ご確認の上申請いただきますようお願いいたします。申請書に不備がある場合、審査に多くの時間を要し、飛行希望日までに許可が下りない可能性があります。

「<u>無人航空機の飛行のルール</u>」ホームページにて《申請書記載例》を掲載していますので、ご活用ください。

◆~航空法及び飛行マニュアル(航空局標準マニュアル)の遵守について~◆

申請にあたり、『航空局標準マニュアル』を使用する場合、記載内容を熟読願います。

(航空法等の改正に伴い、随時内容が更新されますので、「無人航空機の飛行のルール」ホームページにて最新のマニュアル内容を確認するようにしてください)

◆~お問い合わせについて~◆

DIPS申請に係るお問い合わせについては《無人航空機ヘルプデスク》にお問い合わせください。

無人航空機ヘルプデスク:「無人航空機の飛行のルール」ホームページ最下段をご確認ください。

受付時間:平日 午前9時から午後5時まで(土・日・祝除く)

また、「よくあるご質問(FAQ)」を掲載していますので、ご活用ください。

DIPS申請について



申請者の皆様には平素より、「オンライン申請システム(DIPS)」のご案内をさせていただいております。 『オンライン申請』については、「郵送申請」よりも比較的早く許可承認を受けることができますので、是非ご利用ください。

無人航空機飛行許可申請

これまで、紙で行っていた無人航空機の飛行許可申請をインターネット経由で行うことができます。

ドローン情報基盤システムの概要や利用手順については、こちらを参照してください。



はじめての方 アカウント開設を行ってください。

個人

企業·団体



準備が済んでいる方 ログインしてください。

ログインへ

パスワード初期化



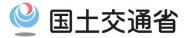
よくあるご質問についてご案内いたします。

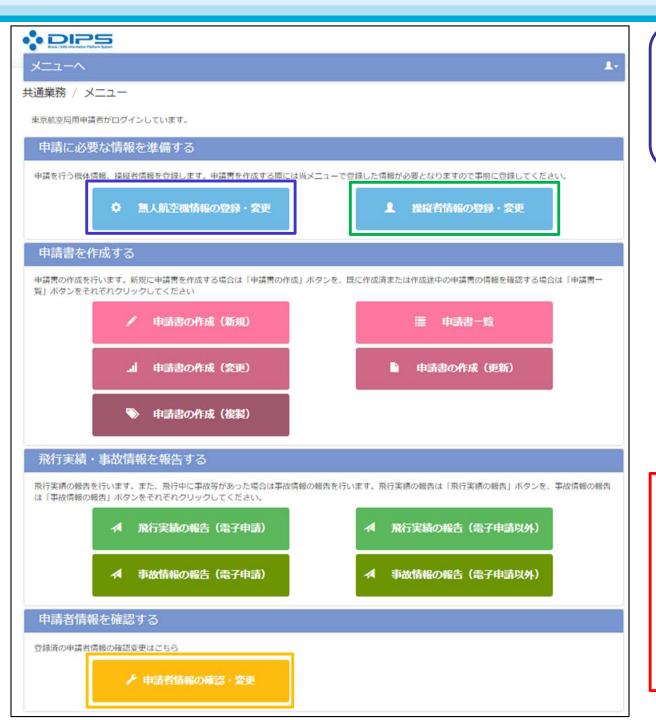
FAQ

◆個人として申請される方 ⇒ 「個人」を選択 ◇企業・法人として申請される方 ⇒ 「企業・団体」を選択

※「個人」でのアカウント開設は「企業名」等の入力ができません。 企業・法人にて申請される方は、必ず「企業・団体」を選択して アカウントを開設してください。

DIPS申請について(無人機情報・操縦者情報・申請者情報)





申請するにあたって、まずは所有されている無人航空機及び無人航空機を操縦される方(操縦者)の情報をシステムへ登録する必要があります。

無人航空機情報の登録・変更

操縦者情報の登録・変更

申請者の情報確認・変更

※アカウント作成時の情報を確認することができます。

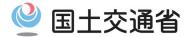
!~注意事項~!

上記登録情報は、申請書と常にリンクしているわけではありませんので、登録情報を変更した際には、申請書への再登録が必要です。

※申請書に付与した無人航空機・操縦者情報を削除して再登録しないと変更情報が申請書に反映されません。

※申請者情報を変更する場合は、申請書を新たに 「複製」し再度ご提出いただく必要があります。

DIPS申請における注意点(無人機情報の登録)





■機体情報管理/機体情報編集(基本情報)画面

◆単位は「kg」です。 「g」ではありませんのでご注意ください。

例)

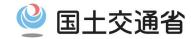
「重量:300g」の機体の場合は「0.3」と記載

◆機体製造番号等について 任意の番号を設定し記載していただくことも可能です。

※製造番号を任意で設定する場合は、機体に任意で 設定した番号を明示する必要があります。

◆所有者住所について 『都道府県名』から正確に記載してください。

DIPS申請における注意点(操縦者情報の登録)



HP掲載団体の技能認証をお持ちの方 ■操縦者情報管理/操縦者情報編集(HP掲載団体技能認証あり/なし)画面



◆『必須事項』を記載してください。

・操縦者住所は『都道府県名』から正確に記載してください。

◆航空局ホームページに掲載された日付以降に 発行された技能認証のみ有効です。

- HP掲載団体の技能認証をお持ちでない方
- メニューへ

 操縦者情報管理 / 操縦者情報編集 (HP掲載団体技能認証なし)

 操縦者に関する情報 (氏名、住所、基準への適合性等)を入力して下さい。
 なお、基準の内容は「基準内容」をクリックして確認して下さい。

 1. 操縦者の氏名、住所を入力してください。

 操縦者氏名 (必須)

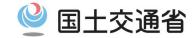
 操縦者氏名カナ (必須)

 住所 (必須)
- ◆『必須事項』を記載してください。
- ・操縦者住所は『都道府県名』から正確に記載してください。

※参考※

ホームページに掲載されている講習団体から発行された技能認証以外をお持ちの方は『技能認証無し』 で登録してください。

DIPS申請における注意点(操縦者情報の登録)



3.10時間以上の飛行経歴を有していますか? 基準内容 O はい O いいえ 4. 安全に飛行するために必要な知識を有していますか? O はい O いいえ 基準内容 5. 安全に飛行するために必要な一般技量を有していますか? O はい O いいえ 基準内容 6. 安全に遠隔操作するために必要な一般技量を有していますか? ○ はい ○ いいえ ○ 遠隔操作は行わない 7. 安全に自動操縦するために必要な一般技量を有していますか? ○ はい ○ いいえ ○ 自動操縦は行わない 8. これまでの飛行の実績について入力してください。 飛行機 回転翼航空機 滑空機 飛行船 総飛行時間(時間) 夜間飛行時間 (時間) 0 0 0 目視外飛行時間 (時間) 物件投下経験(回) ※マルチコブターは「回転翼航空機」に該当します。 9. 飛行可能な機体を選択してください。 登録する操縦者が飛行可能な機体を、登録済みの機体から選択してください。 機体の選択 登録する キャンセル

■操縱者情報管理/操縱者情報編集画面

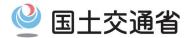
- ◆総飛行時間が10時間未満の方は、『業務飛行』等の申請はできません。航空法上の許可承認が不要な場所(屋内、河川敷等)にて、10時間以上の飛行訓練を実施した後申請するか、《飛行訓練のための申請》を実施してください。
- ◆マルチコプター型ドローンの申請は『回転翼航空機』 の飛行実績欄に飛行経験時間を記載してください。
- ◆総飛行時間については、夜間飛行〇時間+目視外 飛行〇時間+通常飛行〇時間の『総合計時間数』を 記載してください。

『夜間飛行時間:1時間』、『目視外飛行時間:1時間』、 『通常飛行時間15時間』の場合、総飛行時間は「17 時間」です。

※「技能認証あり」にて登録された方は、システム上総 飛行時間が「10時間」で固定されますので、夜間飛行 時間・目視外飛行時間のみ記載してください。

◆操縦者毎に「飛行させることができる無人航空機」が 異なるDIPSの許可書は、システム上発行できません。 登録する操縦者が飛行可能な機体を、登録済みの機 体から選択してください。

DIPS申請における注意点(申請者情報の管理)



◆「企業・団体」にてアカウント作成した際の管理画面

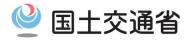
■申請者情報管理/申請者情報(企業·団体)編集画面

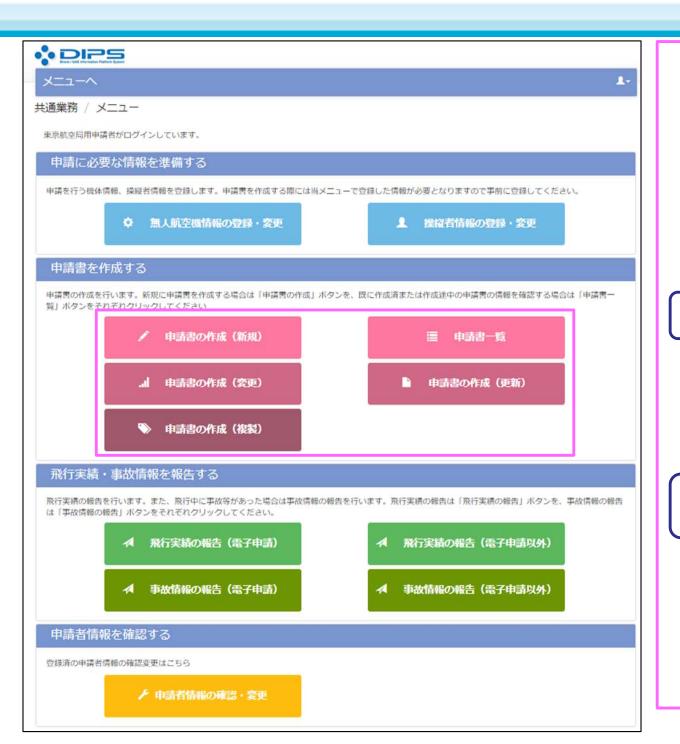
申請者の情報を入力して下さ	The acceptance of the first of the second of	電話等による連絡が行われる場合があります。また、秘密の質問と回答は忘れないように保管をして下さ			
申請者情報					
Х	ールアドレス (必須)	cab-emujin-daihyo@mlit.go.jp			
メールアドレス (確認用) (必須)		cab-emujin-daihyo@mlit.go.jp ※上記メールアドレスと同じアドレスを入力してください。			
企業・団体名 (必須)		株式会社○○			
企業	・団体名力ナ (必須)	カブシキガイシャマルマル			
代表者氏名 (必須)		航空太郎			
代表者氏名力ナ (必須)		コウクウタロウ			
代表者所属・役職 (必須)		代表取締役			
	郵便番号 (ハイフンなし)	0000000			
	住所	東京都 ▼ 千代田区九段南1-1-15 ※都道府県を選択し、テキストボックスには市区町村以下の住所を入力してください。			
	電話番号 (ハイフンなし)	030000000			
	担当部署名	担当部署名			
担当連絡先 (必須)	担当者氏名	航空太郎			
	担当者氏名力ナ	コウクウタロウ			
	緊急連絡先担当者氏名	航空次郎 ※非常詩に連絡可能な担当者氏名を記入してください。			
	緊急連絡先担当者氏名力ナ	コウクウジロウ			
	緊急連絡先携帯電話番号 (ハイフンなし)	09000000000 ※非常時に連絡可能な連絡先を記入してください。			
パスワード (必須)		************************************			
秘密の質問 (必須)		初期パスワード ※秘密の質問を入力してください。			
秘密の質問回答(必須)		c9b1yd8j ※秘密の質問の回答を入力してください。			

- ・プルダウンにて都道府県を選択してください。
- ・テキストボックスには、市区町村以下の住所を全て入力してください。

・緊急連絡先には、事故発生時などの緊急時に操縦者等と連絡がとれる携帯電話等の番号を記載して下さい。

DIPS申請について(申請書の作成)





・申請書の作成(新規)

新しく申請書を作成する際に使用します。 『新規申請』の際に使用してください。

・申請書の作成(変更)

すでに許可を受けている内容を、変更する際に 使用します。

『変更申請』の際に使用してください。

操縦者・機体・飛行マニュアルを変更する際に使用します。 飛行期間の延長はできません。

・申請書の作成(更新)

すでに受けている許可の期間を更新する際に使用します。

『更新申請』の際に使用してください。

期間の更新時のみに使用します。 操縦者・機体・マニュアルの変更時は 『変更申請』を実施してください。

・申請書の作成(複製)

すでに作成している申請を複製できます。

•申請書一覧

すでに作成している申請を確認できます。

DIPS申請における注意点(申請書作成)①



メニューへ			4		
申請書情報管理 / 申請書	作成(1/4)飛行概要入力				
飛行の概要(飛行の目的、理由、	期間等)を正しく入力して下さい。				
1.飛行の目的はなんですか?(複	watera)				
1.7617の日時はみんと9カヤ (後	poes(vi)				
(1) 業務					
□ 空撮	□ 報道取材	□ 整備	□ 農林水産業		
□ 測量	□ 環境調査	□ 設備メンテナンス	□ インフラ点検・保守		
□ 資材管理	□輸送・宅配	□ 自然観測	□ 事故・災害対応等		
□ その他(選択した場合は、下	記に飛行の目的を入力して下さい。)				
				8	
(2)業務以外				ī	
The second secon				-	
□ 趣味□ その他(選択した場合は、下	記に飛行の目的を入力して下さい。)				
				1	
2.飛行許可が必要な理由を次から	選択してください。(複数選択可)				
(1) 禁止されている次の空域を	飛行するため				
□ ①人・家屋の密集地域の上空	□ ①人・家屋の密集地域の上空				
		飛行理由を選択して下さい。			
□ ②地表・水面から150m以上の高さの空域		飛行理由			
		飛行理由を選択して下さい。	~	ľ	
				ill	
		歌红藤中	//	1	
□ ③空港周辺	空港周辺とは?	飛行理由 飛行理由を選択して下さい。	~	ı	
空港等名称				i	
7.0441				Maria	
2. (1) で②または③を選択して	いる、若しくは3.(2)で②を選択し	ている場合は、飛行する最大高度を入力し	てください。		
地表等高度		m			
海抜		m			
2000 1000					

- ■申請書作成(1/4)飛行概要入力画面
- ◆実際に行う『飛行目的』のみチェックを入れてください。
- ◆『(1)業務』と『(2)業務以外』について、両方の飛行を 行う場合は別々の申請書を作成し申請してください。
- ※『(1)業務』と『(2)業務以外』を1つの申請書で申請することはできません。
- ※「飛行訓練のための申請」を実施する場合は、 《その他》にチェックを入れ、『飛行訓練のため』と記載 してください。
- §「飛行訓練のための申請」は、業務:「空撮」や「趣味」 等と同時に申請することはできません。 飛行目的が『飛行訓練』のみの申請書を作成する必 要があります。
- ◆『飛行理由』については《飛行目的と同じ》を選択してく ださい。
- ◆「150m以上の高さの空域」及び「空港周辺」の申請を する場合は、飛行範囲を管轄する空港事務所へも別に申 請が必要です。
- ◆「150m以上の高さの空域」及び「空港周辺」の申請をする場合は、地表高度・海抜高度を記載してください。
- ※『海抜高度=地表等からの高度 + 地盤高』です。 「150m以上の高さの空域」及び「空港周辺」の申請を外 した場合、飛行高度は《150m未満》に固定されます。

DIPS申請における注意点(申請書作成)②



- ■申請書作成(1/4)飛行概要入力画面
 - ◆「150m以上の高さの空域」の申請をする場合 《空域を管轄する関係機関》欄を記載してください。
 - ◆「空港周辺」の申請をする場合 《空域を管轄する関係機関》及び《空港設置管理者等》欄を 記載してください。
 - ◆上記2つ(150m以上・空港周辺)の申請をしない場合 当欄には何も記入しないでください。
 - ◆①「30m未満の距離」、③「夜間の飛行」、④「目視外での飛行」について、申請される場合の【飛行理由】は、《飛行目的と同じ》を選択してください。
 - ◆夜間操縦訓練、目視外操縦訓練のための申請を実施する場合は、③・④については《操縦訓練のため》を選択してください。
 - ※飛行理由《操縦訓練のため》を選択する場合は 「飛行訓練のため」の申請に限定されます。

飛行訓練のための飛行申請は、業務飛行申請・趣味飛行申請等と同時に申請はできませんのでご注意ください。

- ◆⑥「物件投下」を選択した場合は、飛行理由は、「その他」を選択し、何の目的で何を投下するのか具体的に記載してください。
- ◆農薬散布作業を実施する場合は、⑤「危険物の輸送」・⑥「物件投下」の申請が必要です。

農薬散布作業を実施する場合の「危険物の輸送」「物件投下」 の飛行理由は《農薬散布のため》を選択してください。

DIPS申請における注意点(申請書作成)③





■申請書作成(1/4)飛行概要入力画面

◆開始日が申請日より過去の日付になっていないかよくご確認く ださい。

※飛行開始日は相当の余裕をもって設定してください。 ※『飛行開始予定日の少なくとも10開庁日前(土日祝日を除く)』 までに申請の提出をお願いしております。

(<u>飛行開始予定日の10開庁日前までに『不備等がない状態</u> の申請書』の提出が必要です。

申請書に修正点がありますと、審査作業に相応の時間がかかるおそれがあり、ご希望の飛行開始予定日までに許可がおりない可能性がありますのでご留意ください。)

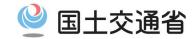
※飛行開始日が1年前の日付になってしまっている申請が 多々見受けられますので、飛行開始日設定の際はご注意ください。

◆催し場所上空の飛行の場合は具体的な飛行時間を記入してく ださい

※本欄は、《催し場所上空の飛行申請》を実施する場合に使用 する欄です。

《催し場所上空の飛行申請》を実施しない場合は、当欄には何も記載しないでください。

DIPS申請における注意点(申請書作成)4



経路を特定しない申請

申請書情報管理 / 申請書作成(2/4)飛行詳細入力										
			て下さい。 弘上に記載して下さ	:().						
4. (1) 飛行が	想定される範囲は	どこですか?								
○ 日本全国	○都道府県	○その他								
(地方航空局宛	に申請をする場合	、選択した都道原	程択してください。 可県の管轄局を申請 を管轄する地方航空			:(1,)				
東京航空局管轄										
			□ 宮城県□ 神奈川県				□ 茨城県□ 静岡県	─ 栃木県	□ 群馬県	
大阪航空局管轄										
富山県	石川県	福井県	□ 岐阜県	□ 愛知県	三重県	□ 滋賀県	京都府	_ 大阪府	兵庫県	
京良県	□ 和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	□ 山口県	□ 徳島県	□ 香川県	□ 愛媛県	
高知県	福岡県	□ 佐賀県	長崎県	服本県	□ 大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県		
	た場合は下記機に 件でのみ飛行させ		してください。 易所や条件を記載し	て下さい。(例) : 田圃上空のみの)飛行)				

経路を特定した申請



- ■申請書作成(2/4)飛行詳細入力画面
 - ◆「その他」を選択した場合の飛行範囲は、『都道府県名』 から記載してください。

《例:●●県○○市》

- ※(「全域」・「付近」等の用語は必要ございません)
- ◆《特定の場所や条件でのみ飛行させる場合》欄について は、基本的に何も記載する必要はございません。
- ※この欄は飛行場所に特定の条件を付する際に記載する欄です。 飛行の際の安全体制を記載する欄ではございません。
- ◆飛行の経路(飛行の場所)の住所は、<u>すべての飛行範囲</u> について 具体的に記載してください。

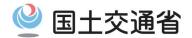
(「丁目、字又は番地」まで)

- ◆飛行の経路(飛行の場所)欄には、<u>『住所のみ』を記載し</u> てください。
- ※「郵便番号」「施設名」「公園名」等の記載は必要ありません。
- ◆【参照】をクリックすることで、作図画面に移行します。 「飛行範囲」「補助者の配置」等について、詳細に作図してください。
- ◆作図画面において「登録する」ボタンをクリックした時点で表示されている内容が、そのまま画像として保存され、申請に添付されます。

必ず描画した飛行範囲等が全て画面上に表示されていることを確認した上で登録してください。

※システムに『画像』として保存されるため、適切な縮尺 (飛行範囲の詳細がわかる縮尺)にて登録してください。

DIPS申請における注意点(申請書作成)⑤







- ■申請書作成(3/4)機体・操縱者選択画面
 - ◆飛行経験が10時間に満たない操縦者がいる場合は、本 欄に『代替的な安全対策』を記載いただく必要があります。
 - ※<u>飛行経験が10時間以上ある操縦者のみの申請の場合は、</u> 本欄は何も記載しないでください。

- ◆夜間飛行、目視外飛行、物件投下の経験が無い場合は、 いずれかに☑チェックを入れる必要があります。(複数選択 はできません)
 - ・「業務」での飛行申請の場合

「飛行マニュアルに基づいた訓練を屋内又は訓練のために許可等を受けた場所にて実施した後に業務のための飛行を行う。」にチェックしてください。

・「飛行訓練」での申請の場合

「訓練のための申請であり、無人航空機を飛行させる者又はその関係者の管理下にあって第三者が立ち入らないよう措置された場所において行うものである。」にチェックしてください。

<u>・「業務外」、「趣味」での申請の場合</u> 夜間飛行、目視外飛行、物件投下の経験が無い 方は申請はできません。 屋内にて、飛行実績を得てから申請してください。

DIPS申請における注意点(申請書作成)⑥





■申請書作成(3/4)機体・操縱者選択画面

- ◆《航空局標準マニュアルを使用》を選択してください。
- ◆「独自マニュアル」を使用する場合は《その他のマニュアル》を選択してください。
- ※申請に使用できる《民間団体等標準マニュアル》は現在存在しません。

◆独自マニュアルを使用する場合は、

「航空局標準マニュアルと同等の水準ですか」は【いいえ】にチェックしていただき、「航空局標準マニュアル」から変更した事項を全て記載して下さい。

記載例)

- ・飛行させる際の風速
- 高圧線、変電所、電波塔及び無線施設等の 飛行
- ◆作成した独自マニュアルー式を添付してください。 ※変更した部分のみの添付は不可です。
- ◆独自マニュアルの容量が大きく添付ができない場合は、《添付ファイルの追加(最大5ファイル)》箇所に添付してください。

DIPS申請における注意点(申請書作成)⑦





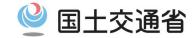
■申請書作成(4/4)その他詳細等入力画面

◆システム上「無制限」との入力はできません。 補償金額が「無制限」の場合は 『99,999,999,999』と入力してください。

◆緊急連絡先には、事故発生時などの緊急時に 操縦者と連絡がとれる『携帯電話』の番号を記 載して下さい。

- ◆《その他特記事項》欄には<u>必要に応じて</u>以下の内容を 記載してください。
- § 管轄空港事務所との調整について 地方局への申請に加えて、空港事務所への申 請も必要となる場合は、「管轄空港事務所の許 可を得てから飛行する」旨の記載
- § その他審査官より指示のあった事項
- ※本欄は自由記述欄ではございません。不必要 な文言が登録されている場合、修正の対象に なりますので、ご注意ください。

DIPS申請における注意点(申請書作成)®





■申請内容確認画面

以上で、登録作業は終了です。

入力内容を基に作成された添付の申請様式、別添資料をそれぞれ選択し、登録内容に不備がないか確認してください。

◆<u>全ての項目について、記載漏れ、記載ミスが無いかどうか確認してから申請してく</u> ださい。

(各項目をクリックすることで、作成された 申請書の中身を確認することができます。)

- ・飛行期間に誤りはありませんか?
- ・住所、氏名に誤りはありませんか? 住所は都道府県を含む全ての住所が 登録されていますか?
- ・《経路を特定する申請》の場合 飛行経路図の表示は適切ですか?
- ・操縦者情報に登録した無人航空機を 全て選択していますか?
- ・操縦者の飛行経験時間は正しく記載 されていますか?

◆<u>申請提出後、当局審査官にて到着順に審査いたしますので、審査部局からのメール連絡をお待ちください。</u>

(参考)包括申請のご案内



◆~包括申請について~◆

無人航空機の許可承認申請では飛行経路を特定せずに申請いただくことも可能です。(日本全国、〇〇県など) この場合、飛行期間は原則3ヶ月(1年間を最長)としてご提出ください。

(飛行例)・人又は家屋の密集した地域の上空における、目視外飛行及び30m未満での飛行・夜間飛行、目視外飛行、及び30m未満での飛行

ただし、以下	の飛行を実施する場合は、飛行経路を特定しない申請はできませんのでご注意ください。
· - · - · · · · · · · · · · · · · · · ·	よい申請を実施する場合は『航空局標準マニュアルO2』に記載された安全体制を設定する必要があります。

【飛行の経路を特定する必要がある飛行】

- ・空港等周辺における飛行
- ・地表または水面から150m以上の高さの空域における飛行
- ・人又は家屋の密集している地域の上空における夜間飛行
- ・夜間における目視外飛行
- ・補助者を配置しない目視外飛行
- ・趣味目的での飛行
- ・研究開発目的での飛行

【<u>飛行の経路及び日時を特定する必要がある飛行</u>】

- 人又は家屋の密集している地域の上空で夜間における目視外飛行
- ・催し場所の上空における飛行

※申請方法で不明な点などございましたら、《無人航空機へルプデスク》にお問い合わせください。
無人航空機へルプデスク:「無人航空機の飛行のルール」ホームページ最下段をご確認ください。